

令和7年6月定例会 経済委員会（事前）

令和7年6月9日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

出席委員

委員長	沢本	勝彦
副委員長	重清	佳之
委員	岡田	理絵
委員	井村	保裕
委員	寺井	正邇
委員	北島	一人
委員	仁木	啓人
委員	岸本	淳志
委員	古川	広志
委員	岡田	晋

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
政策調査課課長補佐	幸田 俊樹
議事課主任	横山 雄大

説明者職氏名

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
副部長	七條 和義
副部長	鈴木 光明
次長（生産振興・食育担当）	原田 達也
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
農林水産政策課長	平島聡一郎
農林水産政策課農地政策室長	矢野 聡
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
畜産振興課家畜防疫対策担当課長	片山久美子
林業振興課長	須恵 丈二
林業振興課木材増産・加工流通担当課長	木本 正二
漁業管理調整課長	嶋村 一郎
農林水産総合技術支援センター所長	伏谷 茂
農林水産総合技術支援センター副所長	宮崎幸一郎

農林水産総合技術支援センター経営推進課長	山本 憲
農林水産総合技術支援センター経営推進課 企画・プロジェクト担当課長	富永 貴嗣
農山漁村振興課長	中原 幹起
生産基盤課長	若山 健一
生産基盤課水産基盤・国営担当課長	野村 卓也
森林土木・保全課長	井村 慎也

【提出予定議案等】(説明資料)

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 魚類移送設備(ベルトコンベア)の購入契約について
- 報告第1号 令和6年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第2号 令和6年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 令和6年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

【報告事項】

- 県内農林水産事業者等への米国の関税措置に係るアンケート調査結果について
(資料1)
- 防災・減災、国土強靱化について

沢本勝彦委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。(10時38分)

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしくお願いたします。

里農林水産部長

6月定例会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回提出を予定しております案件は、令和7年度6月補正予算案、物品購入契約、令和6年度継続費繰越計算書、令和6年度繰越明許費繰越計算書、令和6年度事故繰越し繰越計算書でございます。

初めに、6月補正予算案でございます。

3ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄の最下段に記載のとおり14億

9,737万6,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は349億9,389万9,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

4 ページを御覧ください。課別主要事項について御説明いたします。

みどり戦略推進課でございます。

3 段目の植物防疫費、摘要欄①のア、病虫害総合防除推進事業におきまして、県内で拡大しておりますクビアカツヤカミキリによる被害の収束及び低減を図るため、農薬散布や被害樹の伐採等の防除対策等を実施する経費として4,469万3,000円の増額をお願いしております。

5 ページを御覧ください。畜産振興課でございます。

4 段目の畜産振興費、摘要欄①のア、徳島県産ハラール牛肉海外輸出強化事業におきまして、インドネシアにおける県産牛肉の一層の販路拡大や中東地域における新たな市場の開拓のため、生産農家や輸出事業者等から成る畜産物輸出コンソーシアムが行うプロモーション活動等を支援する経費として1,267万2,000円、イ、飼料製造施設高度化事業におきまして、鶏・豚用飼料の原料としての肉骨粉の利用が可能となったことから、肉骨粉の製造に必要な機械導入等を支援する経費として9,647万1,000円、畜産振興課合計では、最下段に記載のとおり1億914万3,000円の増額をお願いしております。

6 ページを御覧ください。林業振興課でございます。

3 段目の林業振興指導費、摘要欄①のア、森林の集約化モデル地域実証事業におきまして、林業経営体による森林の適切な管理を促進するため、市町村や林業経営体等で構成される地域協議会が行う集約化構想の策定などを支援する経費として2,750万円、5 段目の造林費、摘要欄①の森林環境保全整備事業費におきまして、森林の多面的機能を効果的に発揮させるための適切な森林整備に要する経費として2億110万3,000円、摘要欄②のア、新世代種苗生産推進事業におきまして、花粉の少ないスギの苗木の生産体制を強化するため、優良種子を生産する採種園の造成や機能向上、管理に取り組む経費として1,553万8,000円、林業振興課合計では、最下段に記載のとおり2億4,414万1,000円の増額をお願いしております。

7 ページを御覧ください。生産基盤課でございます。

3 段目の農地防災事業費におきまして、農地農業用施設の保全や、ため池の決壊等による災害の未然防止に要する経費として7,260万円、6 段目の漁港建設費におきまして、漁港施設及び漁港海岸保全施設の老朽化対策等に要する経費として2億8,979万3,000円、生産基盤課合計では、最下段に記載のとおり3億6,829万3,000円の増額をお願いしております。

8 ページを御覧ください。森林土木・保全課でございます。

4 段目の林道費におきまして、効率的な森林整備と持続的な林業経営のため、路網整備に要する経費として3億4,122万6,000円、5 段目の治山費におきまして、県土強靱化の推進のため、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止に要する経費として3億8,988万円、森林土木・保全課合計では、最下段に記載のとおり7億3,110万6,000円の増額をお願いしております。

9 ページを御覧ください。その他の議案等について御説明いたします。

（1）物品購入契約につきましては、阿南市の椿泊漁港に建設中の荷さばき所に導入いたします魚類移送設備を購入するためのものであり、契約金額は9,779万円、契約の相手方は株式会社藤田鉄工所となっております。

10ページを御覧ください。（2）令和6年度継続費繰越計算書でございます。

阿南市の一の堰ゲート改築事業及び椿泊荷さばき所整備事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から5列目、令和6年度継続費予算現額の計欄にありますとおり23億2,000万円に対しまして、更に右へ3列目の翌年度繰越額欄に記載の18億3,397万7,000円が繰越額となったものでございます。

11ページを御覧ください。（3）令和6年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

11ページから16ページまでは、各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

9課の翌年度繰越額の合計額につきましては、16ページ、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり105億6,022万2,166円となっております。

これら繰り越しされた事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

17ページを御覧ください。

（4）令和6年度事故繰越し繰越計算書でございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課及び生産基盤課の翌年度繰越額合計額につきましては、表中央の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり1億4,469万6,000円となっております。

関係機関等との調整において、計画に関する協議が難航したことや、工法の検討に不測の日時を要したことにより、やむを得ず繰り越すものでございます。

これらにつきましては、事業効果を発現できるよう、早期完成に向け最善の努力をしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、2点御報告させていただきます。

1点目は、県内農林水産事業者等への米国の関税措置に係るアンケート調査結果についてでございます。

お手元にお配りしております、資料1を御覧ください。

まず、1、調査の概要についてでございます。

この度、米国が実施を表明している追加関税措置により、米国向けに輸出を行っている農林水産事業者、食品加工事業者、卸売事業者への影響を把握するため、本年5月19日から30日にかけて、米国向けに輸出を行っている県内20事業者に対し、アンケートを実施したものでございます。

令和5年度時点での県産農林水産物、食品の輸出額は41億5,000万円となっており、そのうち約3億8,000万円が米国向け輸出となっております。

主な米国向け輸出品目としては、木材、酒・加工品、その他となっており、木材が輸出金額の約8割を占めております。

続いて、2、調査の結果を御覧ください。

(1) 米国の関税措置による影響につきましては、大いにあるとの回答が0%、あるとの回答が15%、ほとんどないとの回答が30%、ないとの回答が50%、不明が5%との回答でございました。

影響があるの具体的な影響といたしましては、取引先から関税措置の実施を懸念した納品の延期や値下げの要求があった、影響がない理由としては、現時点で関税措置の対象外である、現時点では影響がないが今後は不明などの回答を頂いております。

続いて、(2) 関税措置への対応について、対応済みが0%、対応検討中が40%、対応していないが60%との回答を頂いております。

このうち、対応検討中の回答の具体的な内容につきましては、米国以外の市場への輸出、米国向け販売価格の見直しなどの回答を頂いたところでございます。

また、(3) 行政の支援の必要性につきましては、必要であるが25%、どちらとも言えないが30%、不要であるが45%との回答を頂いたところでございます。

支援が必要であるとの回答に対する具体的な要望といたしまして、商談会等の販路開拓に向けた支援などを頂いたところでございます。

以上が、この度の調査結果でございます。

今回の調査結果では、農林水産物等の輸出実績の約8割を関税措置の対象外となっている木材が占めていることから、影響は限定的であると考えております。

現在、国において米国との交渉が重ねられており、今後の動向を注視しながら、農林水産事業者等の皆様へ、活用可能な制度の紹介やきめ細やかな情報提供を行うなど、海外展開や販路拡大につながる取組を引き続き支援してまいります。

2点目は、資料はお配りしてございませんが、防災・減災、国土強靱化についてでございます。

去る6月6日、令和8年度からの5か年を事業期間として、事業規模20兆円強の第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたところでございます。

これも、昨年6月定例会において全会一致で意見書を採択いただきました県議会の皆様をはじめとする、関係者の方々による国への要望活動の大きな成果でございます。

今後とも、農業用ため池対策や治山対策、漁港施設の耐震化など、農山漁村地域の安心度アップに取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

沢本勝彦委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

北島一人委員

先ほど説明のありました予算の中の、病虫害総合防除推進事業についてお伺いさせていただきます。

これはクビアカツヤカミキリが対象ということで、実は昨年からずっと、地元の方からこういった被害があると何回も御相談いただいております、その都度、県に相談させていただいております。

今回、こういった病虫害総合防除推進事業ということで、非常に有り難いと思っております。

詳細をお聞きしたいんですけども、平成27年4月に板野町で確認されて以降になりますが、今まで県で、こういった被害状況であるとか、地元の方から話があったのか、改めて教えていただけますでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

クビアカツヤカミキリに対する、これまでの県の取組等について御質問を頂きました。

クビアカツヤカミキリは、皆さん御存じのとおり、モモやウメ、サクラといった樹木に加害しまして、やがて木を枯死させるような特定外来生物でございます。

本県において、委員からもお話がありましたとおり、平成27年に板野町のモモ園で被害が初めて確認されて以降、現在までに板野町を含め4市町に被害が拡大しているところです。この被害軽減に向けまして、有効な防除体系の確立に取り組む必要があると考えております。

このため、この度、国の重要病虫害侵入・まん延防止緊急対策事業において、新たに措置されましたメニューである、クビアカツヤカミキリに対する新たな防除体系の確立を活用し、被害地域全域を対象に、面的に、収穫後の樹幹部への農薬散布や被害樹の処分、それから成虫の拡散を防止するためのネット巻きといった防除対策を実施して、有効な防除体系の実証を行いたいと考えております。

北島一人委員

国の事業ということで、国も動いていただいたので、非常に大きな成果かなと思います。

今、御説明のありました農薬散布、またネット巻き、資料には伐採等と書かれておりますけれども、いわゆる枯れてしまってどうしようもないと、切ってしまうということです。

これを切った後の処分も全て予算の中に入っているのか、その処分は切った農家さんがしなければならないのか、どういう状況なのか教えていただけますでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

被害樹の伐採後の処理についてでございますけれども、被害樹を伐採した後、放置いたしますと、その中に幼虫がまだいる可能性がございます、害虫の発生源となる可能性がございますので、伐採から伐根した後、焼却まできちんと処分する必要があります。

その処分については、本事業で県が実施したいと考えております。

北島一人委員

それは、農家さんにとって非常に有り難い話だと思います。

次、伐採した後です。要は今まで収穫していたモモの木が枯れてしまって、切ってしまって無くなります。段々収穫量が減ってくる、新しく植えないといけないような状況も出てくるわけですが、それについては県では何もないということでしょうか。それか何か手立てがあるのか、教えてください。

水口みどり戦略推進課長

被害樹の伐採後の補償につきましては、被害を受けて枯死した果樹について、改植などに果樹経営支援対策事業を活用することが可能となっております。

通常、本事業は同一品種への改植が制限されておりますが、自然災害でありますとか、このような通常の管理では防ぐことができない病虫害、生理障害による被害が発生した園地にあつては、産地計画に記載されている優良な品種が植栽されている場合に、同じ品種への改植も認められておまして、事前に申請していただいて計画が承認されれば、モモの場合は10a当たり17万円が補助されます。

これとあわせて、未収益期間につきましては、果樹未収益期間支援事業がございまして、こちらは苗を植えてから結実するまでに、1年間に10a当たり5万5,000円、最大4年間補助されます。

なお、事業を利用した場合について、産地協議会で4年後、それから8年後に、改植等を行った圃場がどのような状況か確認することになっております。

今後、これらの事業については、クビアカツヤカミキリの被害が発生している産地の皆様方に幅広い周知を行ってまいりたいと考えております。

北島一人委員

改植というのは、改めるんですね。改めて植えるという、改植ですね。

今、御説明いただいたのは、国の事業で賄うということで分かりました。

今回のこの予算というのが、農薬散布が令和7年8月から9月頃、ネット巻き、伐採等が12月から来年3月頃までとあります。

これは、単年度ではなかなか全てを賄うことはできませんし、今年度でなくても、次年度にまたできる可能性も十分あると思いますので、この予算というのは、今年度だけでなく、当然次年度も必要だと思いますけれども、国の予算が必要となります。それについて、来年難しいとは思いますが、国の動向はどういうふうに捉えられていますでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

来年度以降の事業の見通しについてでございますが、本事業を活用して防除対策をして、本年度の成果でも害虫の密度を一定程度低減させることができると期待はしておりますが、単年度で全ての害虫を処分といいますか、十分な効果を得られるものでもないと考えておりますので、国に対しましては、引き続き必要な予算の確保について要望していきたくて考えております。

北島一人委員

是非とも、強く要望していただきたいと思います。

今回、国と県が一緒になって、農家さんにとって非常に良い事業だと思います。皆さん困っているのでも、多分情報を仕入れていると思いますけれども、改めて農家の皆さんに広報、周知をしていただきますようお願いして、質問を終わります。

寺井正邇委員

北島委員の質問と同じようなことなんですけど、私も確かこの委員会で何年か前にその質問をしたことがあるんですが、今のお話を聞きますと、対策等々ができていようなお話です。モモの産地とかウメの産地とか、いわゆるそういう所は対策ができるんだらうけど、方向として、例えばよその県ですが、対策として1匹捕ったら子供たちに10円とか100円とか、そういう世界で取り組んでいる所があるっていうんです。徳島県はそういうようなことをやっているんでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

害虫の捕獲等についての御質問でございますけれども、現在、成虫の処分、捕獲についてお金を出しているという事業はございませんが、過去にクラウドファンディングを活用いたしまして、記憶では、成虫を捕まえた方々に1匹500円ということで、ボランティアの方々を募って捕まえたことがございます。

現状は、無償でボランティアが虫を捕まえるようなことをやっております。

寺井正邇委員

モモとかウメの産地においてはそういうことが可能なんだけど、例えばサクラも同じバラ科ですよ。今、サクラを見るのが随分流行しているんだけど、そういうサクラの街路樹も含めての対策みたいなところは、やっているんでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

サクラにつきましては、生活環境部の取組といたしまして、令和5年度から環境省の特定外来生物防除等対策事業におきまして、防除に取り組んでいるところでございます。

今年度も継続事業として、当初予算で計上されていると聞いております。

寺井正邇委員

対策をやってくださっているということで、有り難いと思うんですけれども、モモの産地やウメの産地であるわけですから、今後とも積極的に援助なり支援をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

岸本淳志委員

先ほどの北島委員や寺井委員のお話に続いて、私が懸念、勝手に思ったことがあるんですけれども、今、北岸地域がすごく話題になっていますが、私も実際に家でサクラランボが

2本、モモが1本枯れました。見事な穴が空いておりましたけど、これは北岸ばかり調査するのでなくて、南岸のほうも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

南岸での害虫の被害調査について、御質問を頂いたかと思えます。

現状、モモ産地がある北岸地域の4市町で重点的な調査を行っているところですが、お話がありました南でも被害があるということですので、そちらにも調査の範囲を広げていくように、関係部局と協力して行ってまいりたいと思えます。

岸本淳志委員

家庭菜園レベルで、出荷しているわけじゃないですけど、見事な穴が空いておりましたので間違いはないと思うんです。ほかのカミキリムシかもしれませんが、そういったところで、南のほうも考えていただきたいと思っております。

続きまして、徳島県産ハラール牛肉海外輸出強化事業について、どういった事業なのか、概要を教えてくださいたいと思えます。

福見畜産振興課長

ただいま岸本委員より、徳島県産ハラール牛肉海外輸出強化事業がどのような事業かについて御質問を頂きました。

今回、6月補正で上程させていただいております、徳島県産ハラール牛肉海外輸出強化事業につきましては、国の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を活用いたしまして、県内のハラール牛肉を取り扱う事業者から成る事業共同体が事業主体となりまして、ハラール圏の中でも牛肉の輸出量の増加が見込まれるインドネシア、中東地域における商流拡大のための現地訪問商談や現地インポーターの招へいなどの取組について、支援を行うものとなっております。

岸本淳志委員

ハラール牛肉輸出につきましては、かなり激化する輸出市場におきましては、県産牛肉の販路を着実に広げていっていただきたいと思っておりますので、関係者一丸となって進めていただきたいと思っております。

続きまして、飼料製造施設高度化事業についてお伺いしたいと思えます。

先ほどの説明で、鶏・豚用飼料の原料として肉骨粉の利用が可能になったとお話がございましたけれども、そのあたりについて教えてくださいたいと思えます。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当課長

ただいま岸本委員より、鶏・豚用の飼料の原料として肉骨粉が利用可能となった経緯について質問を頂きました。

飼料の原料としての肉骨粉利用につきましては、平成13年9月、国内で牛海綿状脳症、BSEと呼ばれる病気になりますけれども、この発生が確認されたことを受けまして、平

成13年10月、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づいて、感染源となる肉骨粉を含む飼料の製造・使用が禁止されました。

その後、BSE発生リスクの低下に伴いまして、飼料利用の規制範囲が見直され、牛肉骨粉を含む飼料の製造・使用段階における分別管理を徹底した上で、平成27年4月には、養魚用飼料への利用が再開されているところであります。

このような中、昨今の飼料価格高騰を受けまして、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用再開を求める声が高まり、令和6年10月、農業資材審議会や食品安全委員会より、安全上問題がないとの評価結果が得られたことから、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用が再開されたところです。

これを受け、鶏・豚用飼料用の牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入を支援するための事業を、国が新たに創設したところであります。

岸本淳志委員

BSE発生以来、長年にわたりまして発生防止対策を継続した結果、現在の規制緩和につながって、対応するための事業ということが分かりました。

次に、その事業内容について教えていただけたらと思います。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当課長

ただいま岸本委員より、事業の内容について質問を頂きました。

事業内容としては、鶏・豚用飼料の原料として販売しやすい牛肉骨粉を製造するための機械導入に対し、国の事業を活用しまして補助を行うもので、補助率は2分の1以内となっており、残り2分の1は事業者負担となっています。

事業実施主体は、レンダリング業者が対象となっておりまして、食肉の生産過程で発生する残渣を原料として肉骨粉を製造する、いわゆる化製業者が該当いたします。

この事業により、これまで処分されてきた牛肉骨粉を販売に変換する取組を促進し、国内未利用資源の有効活用を目指すこととしており、安定的な飼料供給につながると考えております。

岸本淳志委員

近年、飼料価格の高止まりが続く中、今まで利用できていなかった原料の有効活用につながる取組でありまして、今後、また事業が適正に執行されていきまして、安全な飼料が安定的に製造できるように取組を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

仁木啓人委員

私からは、新世代種苗生産推進事業についてお伺いしたいと思います。

この事業を採択というか、上程されるまでの経緯を教えていただければと思います。

須恵林業振興課長

新世代種苗生産推進事業の概要についてでございますが、スギの花粉症につきましては、

国民の4割が罹患しているといわれ、社会的、経済的にも大きな影響を及ぼしております。

林野庁においては、発生源対策として、花粉の発生源となるスギ人工林を10年後に約2割減少、将来的には、約30年後に半減を目標として方針の一部を改正し、スギ苗木量に占める花粉の少ないスギ苗木の割合を、令和15年度までに現在の2割から9割へ拡大するよう取り組むこととしております。

県においても、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画におきまして、いわゆるエリートツリー、従来のスギと比較して、より成長に優れ、かつ花粉量がおおむね半分以下の品種の苗木の割合を、令和11年度までに80%とすることとしております。

本事業については、本県の目標達成及び林野庁の目標に追従するため、徳島市にあります入田採種園及び石井の農林水産総合技術支援センター内にありますミニチュア採種園において、エリートツリーなど花粉の少ない苗木の生産拡大に向けて、採種園の造成とか機能向上、管理に取り組むための事業でございます。

仁木啓人委員

花粉の経済的損失は、全国では2,500億円とかいわれているらしくて、ここら辺を取り組んでいていただくのは非常に大事だと思いますが、このエリートツリーの方針が出ているのは、スギでエリートツリーを作ってスギで回していくというような方針ということではないでしょうか。

例えばですけれども、そういった計画と併せて、針葉樹から広葉樹へ転換していくとか、今のところあるのかなのか教えていただければと思います。

須恵林業振興課長

エリートツリーの植栽についてですが、森林を伐採した後、山の奥地とかそういう所であれば広葉樹等の植栽等がありまして、今後、経済的な実入りが見込める場所、林道沿いとかそういう場所については、少花粉苗、エリートツリーを植えて、経済林として、また将来につないでいけたらと考えております。

仁木啓人委員

併用というか、スギばかりではないということで、並行して計画的にする、物理的な計画でいくということだと思いますので、そういった形で変えていただくのが一番ベストかなと思います。

最後に、米国の関税措置に係るアンケートの調査結果がございましたけれども、県内の農林水産事業者20事業者ということですが、20事業者が全部なのか、大体どれぐらいいるのかを教えてくださいたいのと、20事業者だけが回答したという回答方法なのか、また、全部が20事業者であって、そのうち何社かが回答したというようなものなのか、アンケートの方式というか、そこら辺、回答率等々も併せてお教えいただければと思います。

平島農林水産政策課長

先ほど仁木委員より、米国向けの関税措置のアンケートの対象者について御質問を頂きました。

こちらにつきましては、令和5年度の農林水産輸出業者の中で、米国向けに輸出を行っている業者及び令和6年度から新たに行う、行ったというところにアンケートをしまして、全ての米国に関係している業者から回答を頂いたことになっております。

仁木啓人委員

ということは、20事業者全てということですのでいいのですね。全ての事業者からアンケートを取ってこうだったということですのでよろしいのですね。

そうしましたら、この状況を見たら、先ほど里部長の報告にあったように、現状において影響はないという判断になってこようかと思うのですけれども、これは木材が一番多いですね。いわゆる木材に関しては、国内商品もそうですけど、輸出のロットの割合が多いと思うのです。

もし影響を受けるのであれば、多分一番そこが大きいと思うのですけれども、今後想定されるのはどういうものがあるのか。影響が発生する木材関係について、そこら辺はどんな見立てでいらっしゃるのか教えていただけますか。

平島農林水産政策課長

今後の影響について御質問を頂きました。

先ほどの御説明のとおり、8割が木材関係となっております。これはアメリカの法律によって、五つの品目については調査し270日後に決定していきたいということで、医薬品とか半導体とか五つの品目で調査が行われているところでございます。その中に木材も入っております。今のところは関税の対象外となっているところでございます。

4月から270日後には新たに動きがあると思いますので、国の動向とかを見極めながら、融資又は輸出先の変換など、支援ができるものについては対応していきたいと考えております。

仁木啓人委員

現状、影響はないということですが、おっしゃったように、その後に関税対象の部分がどうなっていくのかというときに、どういう状況が起こるのかを想定していただいて、先取りして政策の協議はしていただいたほうが良いのではないのかなと思います。

いずれにしても、関税によるものですから、そこら辺は何をしなければいけないのかは多分読めると思いますから、その部分について想定しておいていただいたほうが良いのではないかと申し上げておきたいと思います。

その他の2.1%というのは、どのような品目になるのですか。

平島農林水産政策課長

アンケートのその他の内訳でございますけれども、花、精米、シイタケ、水産物となっております。

仁木啓人委員

いずれにしても、今の品目の中でいえば、多分感覚的に、一般的に売上の中で木材の輸

出の割合がほかのより多いのではないかと思いますので、その点を想定していただきたいと申し上げまして、終わりたいと思います。

古川広志委員

私も1点、補正予算の事業で気になったのがあるのでお聞きしたいと思います。

林業振興課の森林の集約化モデル地域実証事業なんですけれども、事前に余り勉強していなかったもので、どんな事業かだけ教えていただけますか。

須恵林業振興課長

森林の集約化モデル地域実証事業について、事業概要というところでの御質問だったと思います。

本事業といたしましては、本県の森林の所有構造は小規模分散状況にあり、世代交代等により所有者や境界の不明な森林が数多く存在していることが課題となっております。森林の適切な経営管理を行うためには、面的に施業地を集約し、事業の効率化を図ることが重要であります。

そこで、小規模で境界が不明な森林を面的に集約し、適切な管理を推進するモデル地域の取組を支援する事業であります。

具体的には、市町村や林業経営体等で構成する地域協議会におきまして、航空レーザー測量を活用した森林境界の明確化や、森林所有者の探索によって森林の境界や森林の情報を明らかにするものでございます。

また、森林資源の現状や森林所有者、林業経営体等の意向調査を踏まえ、森林の経営管理の方針や目標等を明らかにした集約化構想を策定いたします。

さらに、森林を面的に集約するために、所有権の移転、所有者から林業経営体への移転等も想定いたしまして、買い手となる林業経営体とのマッチングを行うなど、関係者の合意形成を図る集約化のモデル事業の実証を行うものでございます。

古川広志委員

今話を聞いていると、小規模で境界不明な森林を不明なまま集約化するのではなくて、何とか境界を決めてというような流れになるのですか。

須恵林業振興課長

境界の確定につきましては、航空レーザー測量の解析結果を活用いたしまして、地域の森林所有者とか、市町村と連携しながら境界を確定してまいりたいと考えております。

古川広志委員

飽くまで境界を決める方向ということで。長年ずっと境界不明の所を確定することをやっていたね。今までこんな事業があったのかなという気がしていたのですが、新たな取組ということで、進めるということですね。分かりました。

この事業が6月補正になった経緯は、何かあるのですか。

須恵林業振興課長

本事業は、林野庁所管の新規事業でありまして、県の当初予算の編成時点におきましては、林野庁からの事業内容の詳細等が余り明瞭でなかったという現状がございます。

その後、令和7年2月において、林野庁で事業内容の詳細が確定いたしまして、本年4月1日に林野庁から事業内容が示されたことから、6月補正で予算を計上させていただきました。

古川広志委員

既に、県内のこの辺りで取り組んでくれる見込みとか、そのあたりはありますか。

須恵林業振興課長

当事業につきましては、現在、美波町と牟岐町の一部に設定を予定しておりまして、事業を実施したいと考えております。

岡田理絵委員

先ほど来から、害虫駆除の話が出ていまして、平成27年からということで、実際に私もその時に委員会にいて、割と良い感じで板野町の駆除ができたというようなお話を聞いていました。

10年ぐらい経過して広域になっていて、鳴門も大麻町の地区においては、おいしいモモができるエリアがあったりして、生産者が県北の大きな所にいらっしゃるのですが、1回駆除できたところがこれだけの拡散に至った経過としては、どういう経緯でしょうか。当然駆除してほしいし、今回徹底的に研究してもらって拡散しないように努めてほしいのですが、小規模なときにはできていたことも踏まえて理由を分析されるのだろうかと思うのですが、今後どういうふうにするのですか。その経緯を教えてください。

水口みどり戦略推進課長

クビアカツヤカミキリに対するこれまでの取組等につきまして、御質問を頂いたと思います。

委員がおっしゃるとおり、当初発生範囲が小さいときには集中的に対策を行ったかと思えます。

それで10年ぐらいの時が経過しておるのですけれども、生産者がどうしても高齢化しておりまして、モモが枯れてしまって収穫ができなくなってくると、防除意欲が低下してしまう場面もございます。

防除がしっかりできている園では、今でも被害が低く抑えられている園はあるのですが、一方で、ほぼ放置されているような園も見受けられまして、そういう所から害虫が拡散していると思っております。

今回の事業では、地域一体的に、面的に一斉に防除を行うことで効果を高めたいと思っております。

岡田理絵委員

今のお話を聞いて、高齢化していたりしてそのままになっている所もありますので、是非、今回は次に広げることなく徳島県で抑え込みができるような方法を確立するとともに、手間が足りない所に対しては、マンパワーを導入しながらきちんとしていけるように、そして是非、被害がないようにしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

もう一点、ナシのカメムシというのは、木を枯れさせるところまではいかないのですが、これからちょうどナシの収穫時期になります。あと1か月ぐらいしたらナシも大きくなってきますのですが、ただ今年の気候下で余りカメムシの話を聞かないのですが、果樹に対しての害虫というのでは、去年は非常に被害があったことになるのですが、今年はどういうふうな対策をされていますか。

水口みどり戦略推進課長

果樹のカメムシについての御質問でございます。

委員がおっしゃったとおり、去年は全国的に果樹カメムシが多発しました。

今年度は、徳島県内でも山で越冬したカメムシを防除所が調査しておりますが、昨年より相当低い越冬数になっております。春になって成虫が飛来するものを、フェロモントラップなどの誘殺数等で調査しておりますが、現状かなり低い値で推移しております、去年ほどの被害は見られないのではないかと我々は予想しております。

ただ、防除はしっかりと適宜行ってもらうように指導させていただいているところです。

岡田理絵委員

この頃、毎年天候が同じようなことがなくて、今年は朝夕涼しいのがまだ続いているのかなというところですが、日中30度を超えるような週にもなっているし、また今週末から梅雨入りしそうな感じになっています。これ以上にいろんな違う虫がやってきそうな気がしますので、是非、先手先手で気候変動に応じた対策をしていただいて、農家さんの生産する意欲と継続していくモチベーションをずっと維持できるように、所得につながるように対策をお願いして終わります。

寺井正邇委員

経済委員会は農林の委員会でございますけれども、お米の話が全然出てこない。これは喫緊の課題であるはずなのに、どうして出てこないのかなと思っているのですが、確か3月の経済委員会で農協の概算払の話をしてもらって、県としてどういう指導をしていくのかと。

令和6年度は30kgが9,800円だったと思うのですがけれども、既によその県はどんどん発表してきているようでございます。農家の人はそれを一番気にしていると思うので、今年度の値段といいますか、概算払がどのぐらいになるかという情報があるのでしたら、教えていただきたいと思います。

水口みどり戦略推進課長

令和7年産の米価買取価格についての御質問であったかと思っております。

現状、詳細な価格は農協で検討されていると思っておりますが、我々ははっきりとした数字は

お伺いしておりません。流れでいきますと、昨年度と同等ぐらいの価格、若しくは上がると予想しております。

寺井正邇委員

情報が遅いような気がしてならないのですけれども、噂では、1反当たり去年の上に6,000円ぐらいプラスした額になるのではないかというお話はちらっと聞くのだけど、県が発表するわけにはいかないでしょうから、農協が買うわけですから。

そうなってくると、政府も、昨日、森山衆議院議員が、消費者米価5kgで三千四、五百円までという話をされているのですが、それから逆算していくと、いわゆる概算払ではないのだけど、1反がどのぐらいになりますかね。

水口みどり戦略推進課長

お米の買取価格の予想についてでございます。

金額を申し上げるとはなかなか難しいかと思うのですけれども、10a当たりのお米の生産費が全国平均では13万2,863円、徳島県では16万1,115円となっております、生産費を上回る価格で買い取られることが必要であると考えております。

寺井正邇委員

今、数字として16万円ぐらいの経費が掛かるのだという話が出たわけですが、そうなってくると、徳島県は平均が30kgの袋で大体15俵か16俵でしょう。となってくると、計算で幾らになりますか。

七條農林水産部副部長

先ほど担当課長より御説明しました、生産費を16万円としまして15俵を取りますと、1万円少々というのが生産費から割り出される額で、それ以上ということでございます。

あと、委員から御質問がございましたように、5kg当たり3,000円から3,500円、これを生産者の買取価格で幾らになるかということになるのですけれども、巷のニュース等で御存じのとおり、米の集荷につきましては集荷業者、それから小売に行くまでの間に卸の会社を一つ、二つ、三つ、四つ、五つとまでニュースで言われております。この流通の中でどれぐらいのかさ増しがされているかという状況によって大きく変わるものかと思っております、適正な価格について、これが適正だということを明言するのは非常に難しいものと考えております。

寺井正邇委員

多分、数字は言えないというのは、まだ農協が発表していないから、それは当然なのかなと思います。今の七條副部長のお話だと、1反は30kgが1万円以上するのではないかと。これは令和6年度と比べれば少しは高いなという感じはするわけですが、既に生産費が16万円要するという世界ですので、農家が一生懸命1年やって作ったものが、それで食べていける、来年度またお米を作りたいとならないといけないと思うので、県としては、是非、農協の御指導をしっかりとやっていただいて、農家が将来が見えるような

お米作りができたらいいなと思いますので、御支援いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

岡田晋委員

関連なんですけれども、岡田委員の質問の中で、以前一部対策をして防除ができて、置いていたら、今、耕作放棄とかしている所からまた発生して広がっていつている状況だと思うのです。

今回の事業で、耕作放棄地とか、とにかくモモを植えてそのまま放置してある所にも病虫害がいて、カミキリがいて、またそれが広がるからそれも全部燃やすということだったので、耕作放棄若しくは荒廃した状態の中にあるのは、どういうふうにされるのですか。

水口みどり戦略推進課長

耕作放棄地のクビアカツヤカミキリ対策についてのお話だったかと思いますが、今回対象にするのは基本的にはモモ園、モモが栽培されていた園地を対象としており、その中でもほぼ作業を放棄されたような園もございまして、その園は対象にいたします。

ただ、モモが植わっていないような放棄園については、今回の事業の対象にはなりません。

岡田晋委員

ということは、土地の所有者が不明みたいになっている所もあるのですが、そういう所も、全部承諾を取ってやっていくということですね。

水口みどり戦略推進課長

この度の事業では、JAさん、市町の方々にも御協力を頂いておりますので、全ての地域にございましてモモ園地については、情報を得て農家さんに説明をしていきたいと考えております。

岡田晋委員

是非とも完璧に防除していかないと、1園だけでも残っていたら、また同じことが何年か後に繰り返されると思いますので、全力でやっていただきたいと思います。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これもちまして質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時36分）